

リフォーム瑕疵保険と延長保証保険の比較資料

	一般リフォーム保険	増改築リフォーム保険	延長保証保険(メンテナンスコース)
保険の概要	請負契約に基づくリフォーム工事の瑕疵を補償する瑕疵保険	請負契約に基づく増改築リフォーム(増築とフルリフォーム)の瑕疵を補償する保険	新築から10年経過のタイミングとその後の保証満了時に行うメンテナンス工事と、住宅に内在する瑕疵を補償する延長保証業務用の瑕疵保険
利用要件	リフォーム事業者登録	この保険を利用できるリフォーム事業者登録	新築瑕疵保険を利用するための事業者届出
被保険者(保証者)	リフォーム工事の請負人	増改築リフォームの請負人	メンテナンス工事を受注し延長保証を提供する事業者
被保証者	リフォーム工事の注文者	増改築リフォームの注文者	メンテナンス工事の発注者(住宅所有者)
保険の対象工事	増築工事以外のリフォーム工事全般	増改築リフォーム(基礎を新設する工事(増築工事)と建物全体の防水層を新設する工事(フルリフォーム))	メンテナンス工事(外装工事)
構造・防水部分	工事実施部分が補償対象となる	工事実施部分が補償対象となる	建物全体が補償対象となる
上記以外の部分	工事実施部分が補償対象となる(標準)	工事実施部分が補償対象となる(標準)	工事実施部分が補償対象となる(オプション)
築年数による利用制限	外装工事の保険期間オプションを利用する場合を除き、築年数による利用制限なし	築年数による利用制限なし	築年数による利用制限あり(初回利用は築浅住宅に限る)、その後の利用も再加入可能期間の設定あり
住宅の規模による引受け制限	延べ床面積1000㎡以上の共同住宅の共用部の工事は原則として引受不可	階数4以上の増築と、延べ床面積1000㎡以上の共同住宅のフルリフォームは引受不可	住宅の規模による引受制限なし
築浅住宅の定義	新築後最初の引渡しから20年以内の住宅(要件を満たす場合は25年までOK)	—	新築後最初の引渡しから20年以内の住宅(要件を満たす場合は25年までOK)
新耐震基準の充足	構造耐力性能に影響ある工事を行う場合以外は 不要	必要 (構造耐力性能に影響ないフルリフォームを行う場合は例外的に不要)	必須
保険期間	5年間 (耐力・防水性能以外の事故は1or2年間)	10年間 (耐力・防水性能以外の事故は1or2年間)	10年間 (耐力・防水性能以外の事故はオプションで1or2年間)
保険期間オプション	次の場合は保険期間を10年間とすることが可能 ① 築浅住宅の外装工事を行う場合 ② 防水層や構造材を新設する工事を行う場合	なし	なし
補償オプション	塗装工事を行った場合に塗膜補償オプション(10年間)を追加することが可能	同左	次の補償オプション(10年間)を追加することが可能 ① 塗装工事を行った場合の塗膜補償 ② タイル工事対象部分のタイルの剥落(マンション用)

	一般リフォーム保険	増改築リフォーム保険	延長保証保険(メンテナンスコース)
保険金額	100、200、300、500、1000万円から選択	一律 2000万円	1000、2000、3000万円から選択
保険金額の特則	次の場合は500万円以上の選択が必要 ○構造耐力性能に影響のある工事を行う場合 ○防水層を新設する工事を行う場合 ○構造・防水部分の担保期間を10年間にする場合	特則なし	同左
申込者による建物の現況確認	なし	同左	申込手続きで建物の現況確認を実施する
現場検査の内容	施工状況の確認	同左	施工状況の確認と建物の現況を確認 (建物の現況確認部分は省略可能)
保険期間の開始日	工事完了日(現場検査適合日)	工事完了日(申告を受ける工事完了日)	10年満了日の翌日 (工事完了日(現場検査適合日)が10年満了日以降の場合は工事完了日)
支払の対象となる損害の範囲	直接修補費用、争訟費用、権利保全費用、調査費用、仮住まい費用(調査費用と仮住まい費用は1事故あたりの支払上限の設定あり)	同左	同左
免責金額(1事故あたり)	損害額の20% (最低金額は保険金額300万円以下で5万円、500万円以上は10万円)	損害額の20%(最低金額10万円)	一律10万円
縮小てん補(1事故あたり)	適用なし	同左	80%(直接修補費用等の金額に免責金額10万円を適用した金額に対して適用)
主な免責事項①(外来の事由等)	○故意や重過失に起因する損害 ○外来の事由や自然災害により生じた損害 ○住宅の経年劣化により生じた損害 ○住宅の性質による結露	同左	○同左
主な免責事項②(家財への損害等)	○住宅以外の家財が壊れたことによる損害 ○住宅が使用できなくなったことによる逸失利益	同左	○同左
主な免責事項③(性能の不発揮等)	標準の免責事項	標準の免責事項	追加免責事項 (構造・防水以外の部分を保険の対象とした場合)
	○内外装等の柄等の選択誤りや色むら ○設置した設備機器自体の不具合 ○事故によらない断熱等の性能の未達	同左	同左
主な免責事項④(始期後の工事等)	○不適當と指摘を受けたうえで注文者が採用した設計施工や資材の瑕疵 ○保険始期後に実施した工事の瑕疵	同左	同左